

## シルバー人材センター 派遣事業のご案内

経験豊かなシルバー世代  
におかませください。



## シルバー派遣事業

シルバー人材センター連合会が、厚生労働大臣に届け出ることで実施することができます。  
これまでの請負や委任による就業ではできなかった従業員との混在した働き方や指揮命令を伴う業務を、シルバー派遣事業では可能となります。

### シルバー派遣事業の利用料金

$$\text{シルバー派遣料} = \text{① 派遣会員の賃金} + \text{② 派遣手数料 ①} \times 25\% + \text{③ 消費税 (①+②) \times 税率}$$

### シルバー派遣事業を利用するまでの流れ

- 1 依頼・相談** 京都府シルバー人材センター連合会 木津川市事務所（以下当事務所）にお問い合わせください。
- 2 派遣料金見積り** 見積書を当事務所から送付いたします。
- 3 契約** 当事務所と派遣基本契約および派遣個別契約を締結いたします。
- 4 派遣通知書** 派遣業務に従事する派遣会員について、当事務所から通知します。
- 5 派遣先台帳の整備** 派遣先においても派遣会員について台帳で管理しなければなりません。

## 受注形態による違い

	請負・委任	派遣事業
<b>事業主体</b>	(公社)木津川市シルバー人材センター	(公社)京都府シルバー人材センター連合会 木津川市事務所
<b>契約</b>	(公社)木津川市シルバー人材センターとの委託契約	府連合会との派遣契約 派遣法による契約書類
<b>身分</b>	会員	派遣労働会員
<b>就業形態</b>	会員との雇用関係はない	府連合会と会員の雇用契約で派遣先で就業
<b>就業</b>	週20時間以内 * 会員のみで独立して就業できる作業 * 指揮命令はなし、混在作業は不可、就業期間は人が基準 会員就業規約が適用	週20時間以内 * 発注者の指揮・命令による就業 * 混在作業可能 派遣期間は60歳以上のため、期間制限の定めなし
<b>会員への作業依頼</b>	電話等	派遣法に基づく各種書面契約
<b>請求</b>	月末締め シルバー人材センターから請求	月末締め 府連合会木津川市事務所として請求
<b>請求代金支払日</b>	月末締め翌月15日までに入金	月末締め翌月20日までに入金
<b>会員への支払日</b>	翌月20日 金融機関休日の場合は前日営業日	翌月25日 金融機関休日の場合は前日営業日
<b>傷害事故</b>	シルバー人材センター団体傷害保険により対応	シルバー人材センター連合会労災保険により対応
<b>損害事故</b>	シルバー人材センター損害賠償保険により対応	派遣先で対応、シルバー人材センターには補償する義務はない
<b>自動車事故</b>	車輛を使う作業は派遣で対応	派遣先の自動車保険で対応
<b>手数料等</b>	配分金に対して10%	作業費に対して原則25%
<b>消費税</b>	内税	外税
<b>主な関係法令</b>	高齢者等すの雇用の安定等に関する法律(高齢法) 個人情報保護法	労働者派遣法 個人情報保護法 労働基準法 高齢者等雇用の安定に関する法律 労働安全衛生法

公益社団法人  

**京都府シルバー人材センター連合会**  
 〒619-0214 木津川市木津神田2番地1  
**木津川市事務所** (リサイクル研修ステーション内)

Tel 0774-72-6690 Fax 0774-72-7314

# シルバー派遣事業のしくみ

働く喜び いつまでも

## 会員(派遣労働者)

- ・派遣就業を希望するシルバー人材センター会員は、派遣労働会員として登録します。
- ・派遣労働登録会員は、シルバー人材センター連合会と労働契約を結び、その契約に基づき就業します。
- ・就業の範囲は次のとおりです。

### 「臨時的かつ短期的な就業」

(任意的な就業で月10日程度\*)

### 「軽易な業務」

(1週間当たりの労働時間が概ね20時間以内\*)

- ・派遣先の指揮命令を受けて就業します。
- ・働いた対価は、シルバー人材センター連合会から「賃金」として支払われます。
- ・労災保険の適用はありますが、社会保険(健康保険、厚生年金保険)および雇用保険の適用はありません。
- ・派遣就業になじまないと判断される場合は、就業をやめていただくことがあります。
- ・受託事業、派遣事業双方で就業することができます。
- ・6か月間継続勤務した派遣会員は、年次有給休暇を取得できます。

指揮命令

雇用関係

賃金支払い

京都府シルバー人材センター連合会  
木津川市事務所

派遣契約

派遣料金

戦力不足を補います!

## 事業主(派遣先)

- ・職業能力等、適性を満たした会員を派遣します。但し、対応できる会員がない時は派遣できない場合もあります。
- ・派遣できる業務には、適用除外業務\*があり、危険有害と判断される業務には派遣できません。
- ・センターの派遣登録会員は60歳以上のため、期間制限の対象外となり、3年を超えても同じ会員が同一業務で就業できます。
- ・派遣労働会員は、派遣先の指揮命令を受けて業務にあたります。
- ・事前の面接や履歴書の送付の要請等、会員を特定する行為は労働者派遣法により禁止されています。
- ・派遣利用料金は、シルバー人材センター連合会木津川市事務所にお支払いいただきます。
- ・派遣会員の故意、または重大な過失により生じたもの以外、法律上の賠償責任はシルバー人材センター連合会木津川市事務所に発生しません。

※港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係業務には派遣できません。